

第 49 号

令和 5 年度山梨県一般会計補正予算 (第 2 号)

令和 5 年度山梨県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 550 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 499,748,650 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		134,669,000	550	134,669,550
	1 地方交付税	134,669,000	550	134,669,550
歳 入 合 計		499,748,100	550	499,748,650

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		33,600,458	550	33,601,008
	1 総務管理費	16,683,944	550	16,684,494
歳出合計		499,748,100	550	499,748,650

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
<p>横浜地方裁判所相模原支部令和5年（ワ）第86号損害賠償請求事件について訴訟代理委任契約を締結すること。</p>	<p>令和5年度から訴訟に係る訴訟から訴訟に終了した日の属する年月日まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び1,000千円（経済的利益が確保できない場合は500千円）に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>